8月1日から 各種保険証等が更新されます

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証」「福祉医療費受給者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」が8月1日（土）に更新されます。対象となる皆さまには、**7月下旬に新しい保険証等を郵送します。**

お手元に届かない場合や不明な点についてはお問い合わせください。なお、現在使用されているものは、有効期限（7月31日）が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いします。

国民健康保険被保険者証

新しい被保険者証は空色です。お手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

高齢受給者証

今年度から70歳～74歳の方の高齢受給者証が被保険者証と一体化し、被保険者証兼高齢受給者証として発行されるため、郵送はされません。負担割合は被保険者証兼高齢受給者証の右側に記載されていますので、ご確認ください。

問い合わせ先
保健福祉課国保年金係
（31）2512

後期高齢者医療制度の保険証

新しい保険証は橙色です。お手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

限度額適用・標準負担額認定証（減額認定証）

現在、減額認定証をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方（町民税が非課税世帯の被保険者）全員に郵送します。

問い合わせ先
保健福祉課介護高齢係
（31）2512

福祉医療費受給者証

資格要件や前年の所得を確認し、引き続き該当となる方に郵送します（申請は不要）。

転入などにより、提出していただく書類がある方には、別途通知しますのでご確認ください。

【福祉医療制度とは？】
医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。申請対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

問い合わせ先
保健福祉課福祉係
（32）6522

福祉医療費受給者対象要件

対象者	要件
障がい者	身体障害者手帳１～４級
	療育手帳Ａ１～Ｂ１
	精神保健福祉手帳１～３級
	精神障がいで障害基礎年金を受給されている方
	65歳以上国民年金法施行別表該当者（身体や精神に一定以上の障がいがある方）
ひとり親家庭等	配偶者がいない者で現に高等学校卒業までの児童を扶養している者およびその者に扶養されている高等学校卒業までの児童
	父母のいない高等学校卒業までの児童

※いずれも所得制限があります。

介護保険を利用している皆さまへ

負担限度額認定証の更新申請は7月10日（金）まで

課税状況などが一定の条件を満たす方は、施設入所時の居住費・食費の負担軽減が適用となる「負担限度額認定証」の交付を受けることができます。なお、交付を希望する方は申請が必要です。

すでに負担限度額認定証をお持ちの方も、毎年、更新の手続きが必要です。現在対象となっている方には6月中旬に申請書類を送付します。7月10日（金）までに必要書類と併せて提出してください。

対象者
世帯全員が非課税かつ預貯金等（※）が単身で1000万円、夫婦で2000万円以下の方

（※）「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金（タンス貯金）などです

◎世帯が別でも、住民税を課税されている配偶者がいる場合には対象になりませんのでご注意ください。

介護保険利用負担割合証を送付します

介護保険サービスを利用する際、原則として利用料の1～3割をお支払いいただきます。

利用者の負担割合が記載された「介護保険利用負担割合証」は毎年8月1日に更新となり、新しい介護保険利用負担割合証は7月下旬に送付します。

提出場所・問い合わせ先
保健福祉課介護高齢係
（31）2512

■自己負担割合の判定基準

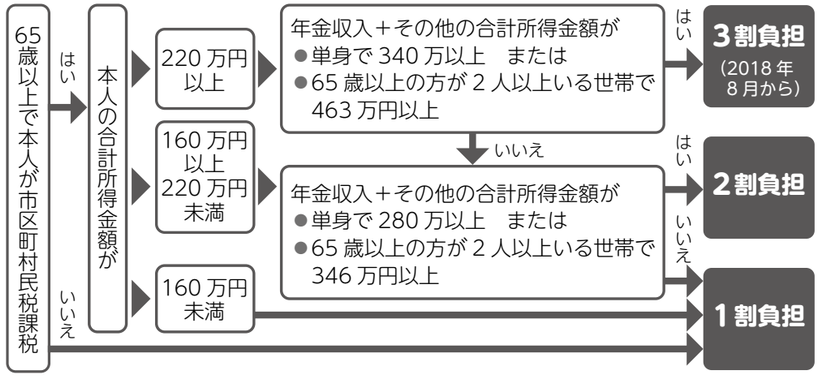

※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

8月から現況届・所得状況届の受付を開始します

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、期限内に提出してください。提出していただかないと11月以降の手当は支給されません。

【児童扶養手当とは】
父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

【特別児童扶養手当とは】
精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

問い合わせ先
保健福祉課福祉係
（32）6522